

「若手技術者及び女性技術者の活用」評価項目についてのQ&A

Q 1 : 「若手技術者及び女性技術者の活用」の対象を教えてください。

A 1 : 配置予定技術者が次のいずれかに該当するとき、加算点の対象となります。

- ① 年齢が 40 歳以下である。
- ② 性別が女性である。

Q 2 : 2名の技術者を申請した場合、加算点はどのようになりますか？

A 2 : 以下①又は②の場合に限り、加算点が付与されます。

- ① 2名とも若手又は女性の評価基準を満たしている場合
- ② 2名申請において、1名のみが若手又は女性の評価基準を満たしている場合で、その評価基準を満たす1名が、他方の技術者より評価分類「配置予定技術者の能力」において低い方の加算点を付与される者であった場合

[例 1] 「若手技術者及び女性技術者の活用」の加算点が付与される場合

	若手及び女性	若手及び女性	項目ごとの 加算点合計
配置予定技術者の能力	2点	1点	1点
若手技術者及び女性技術者の活用	1点	1点	1点
加算点 合計			2点

⇒ 「配置予定技術者の能力」の2名申請において、加算点が異なる場合は、低い方の加算点が付与されます。よって「配置予定技術者の能力」の加算点は1点となります。

⇒ 「若手技術者及び女性技術者の活用」の評価基準を2名とも満たしているため、上記①に該当し、「若手技術者及び女性技術者の活用」の加算点は1点となります。

- ・「配置予定技術者の能力」 1点
- ・「若手技術者及び女性技術者の活用」 1点 合計 2点

[例 2] 「若手技術者及び女性技術者の活用」の加算点が付与される場合

	41歳以上の男性	若手及び女性	項目ごとの 加算点合計
配置予定技術者の能力	2点	1点	1点
若手技術者及び女性技術者の活用	×	1点	1点
加算点 合計			2点

⇒ 「配置予定技術者の能力」の2名申請において、加算点が異なる場合は、低い方の加算点が付与されます。よって「配置予定技術者の能力」の加算点は1点となります。

⇒「若手技術者及び女性技術者の活用」の評価基準を1名のみが満たしており、その評価基準を満たす1名（若手及び女性）が他方の技術者（41歳以上の男性）より「配置予定技術者の能力」において低い方の加算点（1点）を付与される者であるため、A2の①に該当し、「若手技術者及び女性技術者の活用」の加算点は1点となります。

- ・「配置予定技術者の能力」 1点
- ・「若手技術者及び女性技術者の活用」 1点 合計2点

[例3] 「若手技術者及び女性技術者の活用」の加算点が付与されない場合

	41歳以上の男性	若手及び女性	項目ごとの加算点合計
配置予定技術者の能力	2点	2点	2点
若手技術者及び女性技術者の活用	×	1点	0点
加算点 合計			2点

⇒「配置予定技術者の能力」の2名申請において、2名とも同点のため、「配置予定技術者の能力」の加算点は2点となります。

⇒「若手技術者及び女性技術者の活用」の評価基準を1名のみが満たしているが、その評価基準を満たす1名（若手及び女性）が他方の技術者（41歳以上の男性）と同点のため、A2の②に該当せず、加算点は付与されません。

- ・「配置予定技術者の能力」 2点
- ・「若手技術者及び女性技術者の活用」 0点 合計2点

[例4] 「若手技術者及び女性技術者の活用」の加算点が付与されない場合

	41歳以上の男性	若手及び女性	項目ごとの加算点合計
配置予定技術者の能力	1点	2点	1点
若手技術者及び女性技術者の活用	×	1点	0点
加算点 合計			1点

⇒「配置予定技術者の能力」の2名申請において、加算点が異なる場合は、低い方の加算点が付与されます。よって「配置予定技術者の能力」の加算点は1点となります。

⇒「若手技術者及び女性技術者の活用」の評価基準を1名のみが満たしており、その評価基準を満たす1名（若手及び女性）が他方の技術者（41歳以上の男性）より「配置予定技術者の能力」において配点が高く、低い方の加算点（1点）を付与される者でないため、A2の②に該当せず、加算点は付与されません。

- ・「配置予定技術者の能力」 1点
- ・「若手技術者及び女性技術者の活用」 0点 合計1点